

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受けておられる町内事業者の皆様へ

与謝野町では「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けておられる町内事業者の皆様に対し、国・京都府の緊急対応策に加え町内経済（産業・雇用）を全力で支えるため

## 「与謝野町版緊急経済対策」を実施します。

### 新型コロナウイルス感染症対応 信用保証料補助制度 [新設]

経営安定のための事業資金を京都信用保証協会の保証を得て借り入れた際の信用保証料に対し、補助金を交付します。

対象事業者	町内の中小企業者等（法人事業者又は個人事業者）
対象融資	京都府新型コロナウイルス対応緊急資金等融資 ※京都府が実施する融資期間までに実行された融資 与謝野町新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度 ※令和2年5月1日～令和3年3月31日までに実行された融資
補助金額	保証料の <b>100%を支援</b> します。 ※ただし、1事業者1年度当たり <b>上限40万円を限度</b> とします。 ※与謝野町新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度については、 <b>融資限度額3,000万円を対象上限</b> とします。

### 新型コロナウイルス感染症対応 利子補給制度 [新設]

町内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、経営安定のための事業資金を金融機関から借り入れた際の支払利息に対し、利子補給を行います。

対象事業者	町内の中小企業者等（法人事業者又は個人事業者）
対象融資	京都府新型コロナウイルス対応緊急資金等融資 ※京都府が実施する融資期間までに実行された融資 与謝野町新型コロナウイルス感染症対応緊急融資制度 ※令和2年5月1日～令和3年3月31日までに実行された融資
利子補給率	借入利率の <b>100%を支援</b> します。 ※実質金利0%
対象期間	初回の利子支払月から起算し <b>3年間</b>

### 新型コロナウイルス感染症対応 緊急融資制度 [新設]

町内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、経営の安定のための事業資金の融資制度を創設します。

対象事業者	町内の中小企業者等（法人事業者又は個人事業者）
対象融資	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円（利子補給対象限度額）
融資期間	運転資金（原則5年以内）、設備資金（原則7年以内）
据置期間	原則6か月以内
融資利率	金融機関が指定した融資利率による
利率補給	当該制度を利用した日から起算して3年以内の間、全額の利子補給を行います。（ <b>3年間、実質金利0%</b> ）
取扱金融機関	株式会社京都銀行 京都北都信用金庫
信用保証	有り
保証料補助	京都信用保証協会に支払った保証料の額の100%を補助します。 ただし、1事業者1年度当たり <b>上限40万円を限度</b> とします。
その他	町税等の滞納要件等

※京都信用保証協会の普通保証制度に対する対応です。  
※ご希望の際には、事前に各金融機関にご相談ください。

～お問合せ先～

与謝野町役場 商工振興課

〒629-2292

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

TEL：0772-43-9012



新型コロナウイルス感染症対応  
中小企業緊急雇用安定助成制度 [新設]

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた町内の中小企業者等が雇用する労働者に対して、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を行った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成されます。

与謝野町では、国の助成金とあわせて**対象額（基準賃金額）との差額を助成**します。

対象事業者	町内の中小企業者等（法人事業者又は個人事業者）
助成金額	基準賃金額から <b>国の助成金を控除した額</b> ※1日当たり上限3,000円とします。
申請期限	令和2年9月30日（水）まで

新型コロナウイルス感染症対応  
小規模事業者緊急貸付制度 [新設]

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて資金繰りに苦慮する小規模事業者に対し、「**新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者緊急貸付制度**」を創設します。

対象事業者	町内住所又は事業所を有する個人かつ小規模事業者 ※家族従業員を含む従業員が5人以下の事業者
対象要件	新型コロナウイルス関連の国・府・町の融資制度を活用していない事業者で、最近1か月の売上高と前月又は前年同月における1か月の売上高（事業収入）が減少している等
資金使途	運転資金
貸付限度額	50万円（役場からの直接貸付）
償還期限	3年（36回）以内
据置期間	原則1年以内
貸付利率	無利子
償還方法	一時払又は分割払
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	町税等の滞納要件

産業振興貸付事業 [拡充]

地域団体等が産業振興に係る各種補助事業を活用する場合、これら補助金が交付されるまでの間、当該補助金に相当する資金を貸し付ける制度を**拡充**しました。

○貸付対象補助金

- ・与謝野町産業振興事業費補助金
- ・与謝野町観光振興事業費補助金
- ・与謝野町農林業振興事業費補助金
- ・**国及び京都府が実施する産業振興に関する補助制度（拡充）**

補助金・助成金・融資



その他事業者向け国・府・町の対策等

国の対策	持続化給付金制度 法人200万円、個人事業者100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限。
	雇用調整助成金制度
	各種融資制度 日本政策金融公庫、民間金融機関等
府の対策	その他
	各種融資制度
	中小企業者・農林水産業者向け緊急支援補助制度 休業要請対象事業者支援給付金 中小企業20万円、個人事業者10万円
町の対策	その他
	中小企業者・農林水産業者向け緊急支援補助制度（京都府協調事業） 京都府の事業採択を受けた事業者等に対する上乗せ支援
	休業要請対象事業者支援給付金（京都府協調事業） 中小企業20万円、個人事業者10万円
	与謝野町産業振興補助金（販路開拓支援等） 町内循環型施策【準備中】